

(様式6-3)

政務調査活動・先進地調査等 報告書

2023年 12月 15日

三田市議会議長 森本 政直 様

本会派(私)は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	日本共産党三田市議団	代 表 者	長尾明憲
		議 員 名	長尾明憲
派遣者氏名	長尾明憲、木村雅人、水元サユミ		
視 察 先	福岡県小郡市、福岡県朝倉市		
調 査 事 項 (調査目的)	小郡市立図書館の運営について(小郡市) 豪雨災害からの復興について(朝倉市)		
研 修 事 項	別紙		
日 時	2023年11月14日(火曜日)～2023年11月15日(水曜日)		
視察先応対者	別紙		
調査結果の 概要及び所 見	別紙		
添 付 資 料			

6 添付書類(講演会内容のパンフレット等)

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

日本共産党三田市議団 視察（福岡県小郡市）

■視察参加者

〔議員〕 ◎長尾 明憲、木村 雅人、水元 サユミ

■視察日時：令和5年11月14日（火） 13:30～15:30

■視察事項：小郡市立図書館の運営について

■視察対応者：成富博範 図書館長、中村文 司書

■視察概要および質疑

【概要】

1. 小郡市概要

- ・人口 59,569 人（令和 5 年 10 月 1 日 現在）
- ・面積 45.51 km²
- ・市制施行 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・議員定数 18 人
- ・福岡県の南西部に位置する緑豊かな田園都市。福岡まで 30 分、久留米まで 10 分の利便さから市の北部を中心に新興住宅が広がり、現在九州でも最大規模の住宅地が北部の筑紫野市にまたがり広がっている。
- ・図書館運営方針「ひらかれた図書館～親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」。すべての市民ニーズに応え、すべての学校のニーズに応える。

2. 視察概要

※事前に送付した質問票をもとに質疑応答

小郡市立図書館の運営について

- ①市立図書館の概要、指定管理者制度導入と再直営化の経過、現状について。
- ②指定管理者制度導入の理由（経緯、メリット、デメリット）について。
- ③再直営化の理由（経緯、メリット、デメリット）について。
- ④市民（利用者）の意見、反応について。
- ⑤運営形態変遷の教訓（反省点）について。
- ⑥今後の課題について。

【小郡市立図書館の概要、運営について】(①)

- ・市政 15 周年に合わせて、昭和 62 年 11 月に図書館・文化会館が会館
当時、図書館の位置づけは、市民アンケートで上位にあったわけではなかった(体育館などが上位)が、小郡市出身の「野田宇太郎氏」の遺言により 3 万点におよぶ貴重な資料が市に寄贈されたことが図書館設置に大きくかかわっている。
千葉県浦安市にある「浦安市立中央図書館」を目標にし、研修として正職員を 1 カ月間派遣し、司書資格も夏季に取得できる体制で力を入れた。当時は司書資格を持つ正規職員がいなかったため。

図書館業務の一部を民間委託し、市の直営として運営。派遣職員(人材派遣)と市職員が同一職場でサービスに携わっていた(仕事内容に区別がなかった)ため、平成14年4月に「(財)小郡市公園ふれあい公社(市が出資)」が管理委託することとなった。翌15年6月、地方自治法の一部が改正され、公社が管理委託している施設は直営にするか指定管理者制度にするかの選択を迫られることとなったため、平成17年7月に指定管理者制度へ移行。

・平成18年4月 指定管理者制度を導入(～20年度まで)

公募の結果、前出の公社が指定管理者となった。事業仕分けにより指定管理者と直営とのすみ分けが必要となった(予算が2つに分かれる＝決裁をとるのが2つ→事務が煩雑となり庶務は大変)

・平成21年4月 直営に移行し教育委員会の「課」として位置づけ

当時の市長は図書館をよく利用しており、2期目のマニフェストとして「読書のまちづくり日本一」を提案。

機構改革に伴って直営とし、教育部図書館課となった。公社は解散し他の施設も直営に戻った。

・平成26年1月三国校区公民館図書室のリニューアルオープン

・令和5年4月1日現在、教育委員会組織の中の生涯学習課に図書館を置き、図書館職員体制は図書館職員と野田宇太郎文学資料館に指導員と専門員を配置している。

【質疑応答】

Q. 指定管理者制度導入から再直営化した理由について

A・指定管理者制度を取り入れていたが、少し特殊で「公社」が指定管理者であった。

・経費削減で指定管理者制度を導入した。公社でなく民間を選んでいたら再度直営に戻すことは難しかっただろう。

・指定管理者制度では、外からは見えないが「2つの長」「2つの予算」(生涯学習課と公社)となり、決裁は2つ必要。庶務が煩雑になり業務が大変だった。指定管理者が館長だと、市の動き(情報)が入らなくなるデメリットがあった(生涯学習課を通す必要)。

・指定管理者は目に見える活動をするため目立つような取り組みをする。市と図書館の間に生涯学習課が入ると理解が不足すると予算がつかないことがあった。

・(財)公社の時には、消費税など税金の面でうまくいかなかった(人件費は削減)。

・指定管理者は「民」のため公の場での発言権がなく、生涯学習課を通さないと交渉ができない。

Q. 直営に戻したメリットについて

A・市の政策決定に係ることができる(市の各種計画に直接発言ができる)

・「公」の発言ができる。議会や教育委員会での発言ができ、各課と直接交渉ができる

・職員体制の改善ができる。嘱託職員の身分改善(正規雇用)ができた。

・子どもへの読書推進として学校と連携ができる。

- ・適正規模だから連携が出来たのではないか。
- ・給料は良くなった。働き方は変わらない。
- ・選書は係長以下もかかわっている。
- ・市民から見た風景は変化がない(職員が同じなら)。

Q. 運営形態が変わることについての教訓

A・運営が変わるごとに職員の身分が変わり、処遇が変化した(退職して試験を受けて採用となるなど)。

Q. 指定管理者として公社を選んだ理由について

A・2社競合となり、同じサービスで進めて行くなれば、それまで携わってきたサービスと同じことが出来るかが大切となる。それを行政が伝えられるかが重要。

Q. 学校などとの連携について

A・開館時の教育長が図書館との連携に熱心だった。

- ・学校との連携において、カードを共有できることで多少の混乱はあったが子どもたちが図書館に来るきっかけになっている。
- ・高校生は広域利用できるカードを使っている
- ・メール便は学習のみでの利用がいい。
- ・移動図書館、学校文庫に市立図書館が貸し出しをしている。
- ・小学校の新1年生に学校を通して貸し出し用バッグを渡すため予算をつけている。
- ・司書は、全小中学校に配置している。
- ・学校給食と連携している。直営にしてから絵本の中に出てくるご飯を給食に出す
- ・4月20日 こども読書の日。市長や教育長などに協力校で本を読んで頂く。ポストは以前の職員が図面を作成した。
- ・返却ポストは主要な場所に設置(駅など人が集まりやすいところ)。ちなみに

Q. 再民営化が難しい理由について

A・働く職員がガラッと変わるから。司書同士の連携が難しくなる。限られた予算では人件費を減らすことになる。

- ・パートタイムでは、司書として成長できないと思う。利用者との信頼を築けない。指定管理だと会社が変わるので、仕事への思い入れが難しくなる。人件費は委託料に含まれるため消費税がかかる。

Q. 雇い主(市へ)が変わった影響について

A

Q. 課題等これからについて

A・カウンターで長話が出来ることが市民の満足につながっているのではないか。誰にとっても居場所となれているのではないか。自動貸し出し機の必要性は現在は感じていない。

- ・教育を支える、打って出る図書館にしていく。
- ・図書館の日常使いをしてもらえるように発展させる。図書館で待っているだけでは、読

書推進にならない。

- ・図書館に来ない子ども達にどう本の魅力を伝えるか。
- ・移動図書館は全ての学校に。身近に感じてもらうため近い学校に廻る。本と出会う機会を作る。移動図書館の更新も必要。
- ・直営でどこまでのサービスができるかは、これからも課題となる。
- ・指定管理者はPR広報が上手。図書館の予算獲得にはPRや広報も必要。

(以上の文責：水元サユミ)

【所見】

●小郡市においては、図書館運営を指定管理者制度から直営に戻している。そもそも一般に図書館運営は指定管理者制度になじまないと言われている中で、三田市立図書館についても直営に戻すヒントがないかと考えていた。

視察後の率直な感想としては、小郡市の場合、指定管理者となった事業者が公社であったため、市のかかわりが深く直営に戻すハードルが非常に低かった。同じことは三田市には当てはまらず、完全な民間業者による指定管理者制度から直営への変更は、ノウハウの消失や費用面、働く人の入れ替えなど、非常に難しいことも明らかとなった。

しかし、小郡市は直営で運営することによって、市政運営に図書館を位置づけするなど、学校との密な連携などを行っており、直営による運営は意義の大きいことであると感じた。本来無償でサービスを提供する図書館に指定管理者制度が馴染まないことは言うまでもない。

一方で小郡市の図書館利用登録者は60%を超えている。三田市は26%である。ひとつは市の政策の中に図書館をしっかりと位置づけしていること。小学校入学時に図書館カードを生徒全員に作っていること、そのため小さなころから図書館（学校図書室含め）が市民の身近にあり、高い登録者率を維持しているものと推察する。小郡市の場合、市立図書館のカードと学校図書館のカードを共通のものにしている（システムも連携している）ことは利便性も高く、直営だからこそ出来ている大きなメリットと言える。

市の政策に読書が位置づけされているメリットも大きく、返却ポストが市の主要箇所にある、全ての学校に司書が配置されている、絵本に出てくるご飯を給食で出す日がある、市長や教育長などに協力校で本を読んでもらう日があるなど、市民に読書を位置付ける取り組みが多々あった。

これらの取組は現状の三田市においても十分に取組みが可能で、今後三田市においても実施できないか、求めていきたい。(文責：長尾明憲)

●直営に戻せた点について、小郡市においては「公社」が図書館を運営していてその公社が指定管理者となって、その後に直営に戻しているのも特殊なケースであると認識した。

また、図書館利用が多かった市長の2期目のマニフェストであった点も大きいのではない

いか。トップの考え方が図書館運営に反映されていると感じた。

三田市において直営に戻せるかどうかの検討は必要であるが、結論から言って難しそうだと感じた。

「図書館で何をしたいのか」という基本方針は重要であり、めざす図書館像を持たない自治体は指定管理者に丸投げしてしまうことになりかねない。選書はしっかりと市の職員が関わらないといけない。

また、資格を持っている図書館司書の役割は市民にとって必要なため、指定管理者が代わったり、雇用が1年単位になることで職員が入れ替われば、蓄積されたノウハウがリセットされデメリットとなる。

小郡市では、直営に戻したことで、本来の図書館の役割である「教育支援」と「社会教育」に力を注ぐことが出来ている。職員は「学校との連携は直営でこそできている」と力をこめていた。学校に巡回ルートを作り、学校間でも貸し出しが出来るようになっている。ブックスタートで「赤ちゃん絵本パック(自宅へ10冊貸し出し)」があり、生まれた時から生涯を通しての図書利用をめざしているため、登録率が高い(令和4年59%)。

三田市においては、年々登録率が下がってきており、その原因を検証しないとイケないのではないか。

本来の図書館の役割から「生涯教育」という観点が必要で、教育委員会との連携を考えないといけないのではないか。小郡市のように学校と連携した取り組みや回収ポストの増設などの工夫は、三田市においてもできるだろう。学校と連携して、本に出てくるメニューを学校給食に取り入れることは面白い取り組みだと思う。子どもたちにアンケートを取って実施してみてはどうだろうか。(文責：水元サユミ)

●公立図書館の運営について、近年、指定管理者制度の運営から直営の運営にもどす地方公共団体がある。小郡市立図書館も直営にもどした事例である。三田市では平成26年度から指定管理者制度の運営に移行しているが、公立図書館に指定管理者制度はなじまないとの指摘や公共サービスの質の低下につながるなどの指摘もあることから、再直営化の経緯、理由などの研鑽を目的に視察を行った。

小郡市では平成18年度から指定管理者制度に移行したが、人件費としては削減できたが問題点として迅速な意思決定や対応面からも非効率であったことなどから、その後、再直営化への検討に入り、平成21年度から直営にもどしている。指定管理者は「民」のため公の場での発言ができなかったり市の情報が入りにくかったが、再直営化により機動的な施策の実施につながったこと、館長が進んで提言を行い市の政策決定過程に関わることができるようになり各種計画に発言ができようになったこと、職員体制の改善ができたことは、三田市立図書館にもあてはめて検証する必要性を感じた。

指定管理者制度の運営と直営運営を経験された中で、市の各種計画に市立図書館が目指すべき姿を明確にする重要性や市役所内での市立図書館の重要性の認識共有の必要性の指

摘があり改めて市立図書館について考えてみる機会となった。

図書館のネットワークづくりにおいて、市立図書館、学校図書館、県内図書館や市役所との連携や専門知識を持つ職員を配置した学校図書館支援センターの取組みも参考となった。特に学校との連携においては一般的なサービス・事業の他に特徴的なこととして図書館・学校の蔵書を一元管理するコンピュータネットワーク、相互貸借をスムーズにする物流ネットワーク、市立図書館と学校図書館の利用者カードの共通化、新一年生への図書館バッグの配布などは直営ならではできるようになったことと説明があった。また、一般市民への多彩なサービスも参考となるものであった。

再直営化によって目指そうとする市立図書館の運営方針の実現や各種取り組みに積極的に応じることができるようになり、そして実際に応じておられると感じた。

今回の視察を通じて得た知見を今後の三田市立図書館の運営形態や運営内容の議論に活かしていきたい。(文責：木村雅人)

■視察参加議員

◎長尾明憲 水元サユミ 木村雅人

■視察日時 令和5年11月15日(水) 10:00~12:00

■視察事項 豪雨災害からの復興について

■視察対応者

朝倉市議会事務局 局長 池田 篤二

朝倉市総合政策課 復興推進係長 板波 智太郎

■視察概要及び所見

1. 福岡県朝倉市の概要

- ・人口 50,577人(令和5年10月末現在)
- ・面積 246.71km²
- ・基幹産業は農業
- ・議員定数 18人

2. 視察事業概要

「平成29年7月九州北部豪雨災害と生活再建及び災害復旧事業の進捗について」

- ・最初に豪雨災害についてまとめられたビデオ「九州北部豪雨の記録と災害への備え」を視聴
- ・ハザードマップの説明

①九州北部豪雨災害の降雨概要

2017年7月5日は、梅雨前線がゆっくりと南下し、前線に向かって温かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため昼頃から夜遅くにかけて「線状降水帯」が形成されて猛烈な雨が降り続いた。

朝倉市黒川で9時間で774mmを記録(観測史上最大、去年の7月の月間雨量の2倍)

2017.7.5 17:51 大雨特別警報発表(九州初)

②九州北部豪雨災害の被害概要

朝倉市では、死亡33名、行方不明2名、重傷者11名

住宅等建物被害

全壊260、大規模半壊119、半壊664、一部損壊428、計1,471

山地崩壊発生件数 約450カ所

被害額

土砂崩れ 市内約450カ所

- | | | |
|--------|--------|--|
| ・道路施設 | 375億 | 土砂 約1,000万m ³ (H26年広島土砂災害20倍) |
| ・河川施設 | 545億 | 土捨て場に苦心、谷を埋めて等 |
| ・砂防施設 | 161億 | 流木 約21万m ³ (約17万トン)(25mプール580杯) |
| ・農業 | 389億 | チップ化など |
| ・森林・林業 | 302億 | |
| ・その他 | 169億 | |
| ・合計 | 1,941億 | |

③九州北部豪雨災害の被害状況

杷木林田(赤谷川)の被害状況 川の流れが変わっている。

音石川の映像、増水、越水状況

④生活再建状況

本再建の推移 対象1,069世帯

R5. 8. 31 本再建済1,047 本再建の目途20 本再建未定2 本再建未定率0.2%

地区別再建状況 山間部地区は戻りきれていない(地元で再建率が低い)。災害が過疎化に拍車。

⑤生活再建支援

- ・地域支え合いセンター開設
- ・義援金
- ・公営住宅の整備 団地内の高齢化が進んでいる。
- ・定住促進住宅整備事業 7区画造成

⑥災害復旧状況 災害から6年、今年の出水期前まではほとんど終わりかけていたが7月にも災害が発生している。

- ・農地・農業用施設の復旧
- ・ため池の復旧
- ・林道の復旧
- ・治山施設の整備
- ・河川の復旧(原形復旧・改良復旧)
- ・砂防施設の復旧
- ・道路の復旧(原形復旧・改良復旧)

3. 質疑応答

Q市民の取組や防災意識は？

A平成 24 年にも九州北部豪雨災害があったので防災に関する部分は杷木地域(大きい被災)は高いと思う。毎年避難訓練を実施している地域もあるが地域差もある。最近の豪雨は地域差がなくなってきているので市全体で防災意識は高まっている。

平成 26 年にハザードマップ全地域完成。

Qニュータウン住民の防災意識が弱いと思われる。危機意識醸成の工夫について

A課題としては朝倉市も同じ。杷木地域は地域のつながりが強い。防災には大切。もともと住む方と新しく入居者は意識に差がある。

中小河川の災害で今までと違う災害だった。中小河川なので状況を把握すべがなかった。監視カメラや高機能の水量計などが整備されてなかった。今は設置し見ることができる。山間部の状況が支所(平野部にある)ではわからなかった。

Q 三田市も同様に広い農村山間地域がある。武庫川の支線の中小河川の災害がきになるが市としての防災への備えは？中小河川の浚渫や草刈りなどは？

A 中小河川含め県の管理がほとんどで対応している。市の管理河川もある。直接住民が言ったり、市の建設課から情報提供したりしている。

Q 昨今どこで災害が起きるかわからない。市民の防災意識の高まりが必要と考えるが市としての心がけは？

A H24 の災害が最大と思っている方もおられた。災害が起きないと減災にとりくみにくい。市が情報を発信するまえに自分の判断で避難できるのが理想。情報発信にはどうしてもタイムラグが発生する。

自分で意識付けすることが大事。

Q 映像で地域のコミュニティセンターから防災メールを発信とあったが発信する判断は誰がするのか？

A 地域で整備なので地域の判断。もともと有線放送があったが被災し普段の情報発信として使っている。

Q 避難所開設に遅れる場合があるが？

A 地域によっては地元判断でコミュニティセンターを避難所として開設する。ハザードマップに市の指定避難所と地元私設避難所を表示している。

Q 県の監視カメラの設置は災害場所だけでなしに広げていくのか？

A これ以上は増やしきれない。それなりのコストがかかる。高性能の水位計もありだいぶ進んだ。ホームページでも公開しており判断材料は増えた。

Q 市の監視カメラの設置は？

A 市の設置はない。

Q 災害対策支援法の金額が少なく再建が難しいので引き上げも必要と考える。義援金で再建を考えた場合どのくらいカバーできたのか？

A 中古物件なら再建できたのではないかと。大規模災害となると義援金も足りなくなる。引き上げはありがたい。

Q 元の居住地に戻れるものなら戻れたらいいと考えるが？

A 今回は災害が大きく戻るにも戻る場所が流されたり公共工事で場所を提供している人もいる。

Q 災害を受けて反省点、教訓や今後の課題や必要なことは？

A 公共工事で復旧したが絶対ではないのでなにか新しいこととうよりは早く避難していただくことが大事。カメラ映像などいろいろな情報ツールも公開されているので入手手段を持っていただいて早い情報で必要な判断、行動をとることが大事である。

4. 所見

●視察先に決めた理由の一つであるが、朝倉市は市域も広く三田市と似た土地であると感じた。近年の豪雨災害については「地震はあっても水害はないと思っていた」と市民が言うところも三田市と近似する。

平成 29 年 7 月の豪雨災害は甚大な被害をもたらし、朝倉市だけでも 30 名を越える死者、不明者が出ている。

災害に対して、自助、共助、公助が言われるが、共助、公助が動き出すまでを繋ぐには、危機、災害への備えである自助が非常に大切であることが強調されていた。

災害を経験したからこそ、市民の防災意識は高いとみられる。しかし、山間地域などでは高齢化が進み高齢者が高齢者を支える図式になっており、対応が必要となっている。それぞれの地域にあった防災意識の醸成が必要と考える。

また、共助や公助が動き出すには時間がかかるため、ある程度それぞれの地域において避難所開設や放送などの裁量が任されている点は三田市でも必要と感じた。

災害が起こったところは閉校した学校を防災拠点にしている。教訓として炊き出しや避難物資搬入の空き地が必要とのこと。こうした場所の確保も大切と考える。

水害に際して、流木はチップなどにできるが、土砂の処理は困ったらしく、こうした処理の仕方も今後は考える必要があるだろう。

一方費用面では平成 29 年の災害は甚大災害に指定されたため、様々な補助金や全国からの義援

金など、災害復興に必要なことなど対応ができた。一方で令和5年7月豪雨などは被害があったものの甚大災害までは指定されず、義援金などが集まりにくく、現状においても費用面含め困っていることがわかった。令和5年7月豪雨の本格的な復興は令和6年1月以降になるという。

朝倉市でも災害対応、防災で具体的に解決のできていない問題も多々あるが、どういう被害があり対処してきたのかを直接聞くことができたのは非常に参考になった。また実際に自治体としてできることはこうした甚大災害においてごく限られており、一方で国や県に求めなければ対処できない、制度設計を求めなければならない部分が多分にあると感じた。

災害が無いことが一番であるが、一方で災害は体験してみなければなかなか災害に対する市民の意識を高めることは難しいと思う。どれだけ想像力を働かせることができるか。市としてそれを促すことができるか、様々な情報提供が必要だと考える。(文責:長尾明憲)

●近年の気候変動により局所的な豪雨が各地で発生していることから、三田市においてもさらなる豪雨災害への備えをすべきと考え、土地面積や地域性が近い朝倉市の取り組みについて視察することとなった。

朝倉市は近年、幾度となく豪雨災害にあっており、特にひどかったのは2017年(平成29年)7月5日の豪雨災害である。線状降水帯が形成されたことにより10時間以上も雨が降り続け、九州初の「大雨特別警報」が発令された。しかし、その後、国においては毎年のようにどこかの地域に出さざるを得ない気象状況が続いている。短時間のうちに河川が増水し氾濫する映像は恐怖だった。

朝倉市は2012年(平成24年)の九州北部豪雨を受け、ハザードマップの取り組みを平成26年に全地区完成させ平成29年には更新を検討していた。災害への市民意識は高かったが、「平成24年以上の豪雨災害はおこらないだろう」という意識が市民にあったのではないか。平地まで浸水するという想定外の豪雨だったようだ。三田市においても「この地域は大丈夫だろう」と過去の経験値から自己判断してしまうこともあるだろう。地域によって異なる地形の特徴を把握し、地域住民間で共有することは重要である。地域特性によって避難方法も変わってくる。

自宅を失った市民が生活再建する際に必要なのは、まず住宅の再建である。朝倉市では、市直営の「地域支え合いセンター」を平成30年2月に開設し、公営住宅等の整備を行い被災者支援を行っている。平成29年の災害は国が「激甚災害」に指定したこともあり義援金が多く集まったため、市民へ手厚い支援ができた(災害特別支援法ではそこまでできなかった)とのこと。それ以外の災害に対しての義援金は集まりが少なかったのが復旧にも影響しているようだ。現在、被災者向け公営住宅では高齢化が進んでいることは課題であるが、そもそも高齢者が住宅再建することも課題であるようだ。三田市でも高齢化が進んでおり、同様の課題が考えられる。

三田市での豪雨災害に対応する場合も地理的特性と市民が住んでいる住宅の特性を考え、地域独自の避難計画が必要である。朝倉市の例にもあったが、市民の過去の経験や思い込みで、かえって危険な判断をしてしまうこともあるため、あらゆる想定を地域住民と市が共有していく必要がある。豪雨時は防災無線は雨音で聞こえにくいので、朝倉市のようにメールが有効だ。また、河川の水量をカメラで随時確認できることは必要だ。河川カメラの設置箇所を増やすことも検討してはどうか。

何よりも重要なのは、市内各地域における日頃からの災害に関する情報共有である。そのために市としてできることは、まずは市民への啓発と市民が集まり議論する場の機会を提供することではないだろうか。(文責:水元サユミ)

●朝倉市では平成29年7月の観測史上最大の記録となる豪雨により、多くの尊い市民の生命と財産

を奪われる未曾有の災害を受けた。特に、中小河川の被災で今までと違う災害だったとのことである。

三田市においても朝倉市と同様に広い農村・山間地域をかかえ、そこには多くの中小河川が流れている。三田市内を流れる武庫川は以前より氾濫による被災を繰り返してきたが護岸整備や浚渫などにより災害は減ってきてはいる。しかし、近年、地球温暖化の影響を受け想定を超える豪雨は全国どこでも発生してもおかしくない状況である。三田市においても想定を超える豪雨が起きる可能性もあり、また、近年、大きな被災がないことから防災意識の減退が心配されるところである。

防災減災対策として、ハード面では、降雨時の中小河川の状況把握や、そのためにも監視カメラや高機能の水量計などを整備し遠隔地から瞬時に現地を確認できる重要性を認識した。日頃からの土砂の堆積状況などの河川状態の情報提供も重要である。

ソフト面では、早く避難することの重要性を改めて認識した。カメラ映像など公開されている多様な情報の入手で早い情報で早い判断、行動の重要性、また、情報発信にはタイムラグが生じるので情報発信前に自分の判断で避難できることも理想であり、自分で意識付けすることが大事であることも認識した。ハザードマップに市の指定避難所と地元私設避難所を表示している事例も参考となった。

地域の横のつながりも大切であり初期段階の自助、共助の重要性も改めて認識した。防災意識はニュータウンや新規居住者に低い傾向があり防災意識の高揚に課題があることを共有できた。

今回の視察では、未曾有の大災害を受けた経験を通じた教訓や課題などを勉強することができ、視察で得た知見を今後の三田市における防災減災対策に役立て活かしていけるように取り組んでいきたい。(文責:木村雅人)